

御嵩町公用車広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が所有する公用車（以下「車両」という。）に、民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、御嵩町広告掲載要綱（平成19年訓令甲第29号。以下「要綱」という。）及び広告の範囲に関する基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 車両に掲載する広告は、要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 車両運行の支障になるもの
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (3) 商品先物取引及び貸金業に類するもの

(広告を掲載する車両)

第3条 広告を掲載する車両は、使用目的、稼働率等を考慮して、10台以内で町長が別に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した車両が、事故等により2日以上走行ができない期間が発生したときは、他の車両を代替車両として当該広告を掲載するものとする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載は、広告の内容を表示したマグネットシール又は特殊フィルム等（以下「特殊フィルム等」という。）の直接貼付によるものとし、車体への塗装は行わないものとする。

- 2 前項の特殊フィルム等は、次の各号のいずれにも該当する材質としなければならない。
 - (1) 広告の掲載期間中において車体から剥離しないもの
 - (2) 車両管理のため容易に取り外し、再度貼付が可能なもの
 - (3) 広告を撤去する際に車体の塗装が剥離しないもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置及び1台当たりの設置数は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告の規格は、横60センチメートル以内、縦50センチメートル以内とし、横4センチメートル以上、縦3センチメートル以上の「広告」である旨の表示をすること。
- (2) 広告を掲載する位置は、車両の側面部とする。
- (3) 1台当たりの広告の設置数は、2箇所以内とする。

- 2 前項第3号で定める広告の設置に係る掲載料金は、1箇所当たり月額1,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、原則として12月以内とする。ただし、年度の途中から広告を掲載した場合は、当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

3 第1項の掲載期間には、広告の掲載作業及び撤去作業に要する期間を含むものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙により行うものとする。

2 募集は、広告の掲載枠を新たに設置したとき又は広告の掲載枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載を希望する月の2か月前の末日までに、御嵩町公用車掲載申込書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 原寸広告案

(2) 市町村税の未納がないことを証する書類

(3) 誓約書(別記様式第2号)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町の指定する方法で申込みを行った者は、前項の申込みがあったものとみなす。

(広告の掲載決定)

第9条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第7条第1項に規定する御嵩町広告審査委員会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定し、御嵩町公用車広告掲載(不掲載)決定通知書(別記様式第3号)により、掲載希望者に通知するものとする。

(広告の変更)

第10条 前条の通知により決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、町長の承認を得なければならない。この場合において、第8条及び前条の規定を準用する。

(広告掲載料金の納付)

第11条 広告掲載者は、町長が指定する日までに第5条第2項に定める掲載料金の合計金額を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、事前に書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料金は返還しない。

(広告の設置)

第13条 広告掲載者は、町長が指定する日までに広告原稿を提出しなければならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載作業及び撤去作業については、町長の指示に従わなければならない。

(広告掲載者の責務)

第14条 広告掲載者は、広告に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告掲載者は、この要領に定める広告に関連する権利を第三者に譲渡してはならない。

4 広告掲載者は、広告が汚損、破損、盗難等にあっても、その責を町に請求できないものとする。

(広告の作成等)

第15条 広告の作成、設置作業、管理、保守及び撤去作業は、広告掲載者が自己の負担で行うものとする。

2 前項に規定する撤去作業等により、車体の塗装が剥離したときは、広告掲載者の責任において現状回復しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告掲載者が、指定する期日までに掲載料金を納付しないとき。

(2) 広告掲載者が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告掲載者の責務が守られないとき。

(4) 掲載している広告の内容が第2条の規定に反すると認めるとき。

(5) 第8条の申出に偽りがあったとき。

(6) 広告掲載者が自らの責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載者又は広告としてふさわしくないと町長が認めるとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消しをしたときは、御嵩町公用車広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により、広告掲載者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料金は返還しない。

4 町長は、第1項の規定により広告掲載者の決定を取り消した場合において、当該広告掲載者に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(広告料の返還)

第17条 町長は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、その属する月の翌月以降の掲載料金を当該広告掲載者に返還するものとする。

(広告の修復)

第18条 掲載期間中に町の責に帰する事由により、広告の破損等が生じたときは、町は現状回復する。この場合において、経年に起因する広告の劣化については、町はその責を負わない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、公用車に広告を掲載することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

年 月 日

御嵩町公用車掲載申込書

御嵩町長 宛て

申込者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

公用車広告の掲載について、次のとおり申込みます。

広告申込期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (計 月)
広告の内容	
法人その他の団体の概要	
希望する公用車台数	台
貼付する広告の枚数	枚

備考

1 添付書類

- (1) 原寸広告案
- (2) 市町村税の未納がないことを証する書類（完納証明書等）
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該法人等の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができます。

3 広告を希望する台数について公用車が既に広告を掲載中であるときは、希望に添えない場合があります。

年 月 日

誓 約 書

御嵩町長 宛て

誓約者（申込者） 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所〕
又は事業所の所在地及び代表者の氏名

私は、御嵩町公用車広告掲載の申込みにあたり、御嵩町広告掲載要綱、御嵩町公用車広告取扱要領及び下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 広告に使用するイラスト、写真等は事前に著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払をするなど適正な手続を行うこと。
- 2 第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、私の責任及び負担において解決し、町は責任を一切負わない。町が損害を被った場合も同様とする。
- 3 私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団（平成3年法律第77号）その他の集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体ではないこと。

様

御嵩町長

御嵩町公用車広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった、御嵩町長公用車広告掲載については、御嵩町公用車広告取扱要領第9条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 決定内容 掲載 ・ 不掲載
- 2 公用車の種類及び台数 台
- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 広告掲載料金 金 円

5 その他留意事項

広告掲載に当たっては、御嵩町広告掲載要綱、御嵩町公用車広告取扱要領等を遵守してください、また、同要綱、同要領等に定めのない事項については、町長と広告主がその都度別に協議するものとします。

6 掲載できない理由

